

監査報告書

令和8年6月10日

学校法人 柴田学園

理事長 高橋 誠記 殿

監 事 青木 早苗

監 事 葛西 明人

私たち監事は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの令和7年度の学校法人柴田学園の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況に関し、監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- (1) 理事会及び評議員会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な書類等を閲覧し、本法人の業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 事業報告書に記載されている理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制その他学校法人の業務の適正を確保するために必要なものとして整備されている体制について、理事及び職員等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(私立学校法施行規則第37条各号に掲げる事項)を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該会計年度に係る事業報告書及びその附属明細書、計算関

係書類（計算書類及びその附属明細書）並びに財産目録について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告書等の監査結果

- ① 事業報告書及びその附属明細書は、法令及び寄附行為に従い、本法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。

（2）計算関係書類及び財産目録の監査結果

会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上